

令和 7 年 8 月 29 日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市水道事業等審議会
会 長 谷江 幸雄

令和 7 年 7 月 4 日に貴職から諮問を受けた、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、上水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要な事業であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された投資・財政計画による将来の見通しでも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、上石津地域の簡易水道事業は、令和 2 年 4 月に 8.0%の料金改定を行ったが、建設費に対する元利償還金の増加に加え、人口減少に伴う料金収入の減少により、一般会計からの基準外繰入金が一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和 8 年 4 月に 8.0%、令和 11 年 4 月に 8.0%（合計で 16.6%）の料金改定を実施することで、令和 11 年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、公共下水道事業は、令和 2 年 4 月に 6.0%の使用料改定を行ったが、いまだ国の定める適正な使用料単価(150 円/m³[税抜き])には達しておらず、使用料収入により建設費に対する元利償還金が賄われていない状況である。

将来の見通しでは、このような事業環境を踏まえ、令和 8 年 4 月に 6.0%、令和 11 年 4 月に 6.0%（合計で 12.4%）の使用料改定を実施することで、使用料単価が国の定める適正な使用料単価近くまで到達し、令和 11 年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、令和２年４月に３.０％の使用料改定を行ったが、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であることに加え、人口減少に伴う使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和８年４月に３.０％、令和１１年４月に３.０％（合計で６.１％）の使用料改定を実施することで、令和１１年度には基準外繰入金をある程度削減できる見込みとしている。

以上が、今回示された使用料等を改定する必要性の概要である。

市の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業の各経営戦略では、当初、令和２年、令和５年、令和８年の計３回の使用料等改定が計画され、令和２年４月については実施されている。しかしながら、コロナ禍等で不安定な社会情勢の中、急激な物価高騰の影響により厳しい状況にある市民・事業者の皆様の生活を支えるため、令和５年に、改定時期を３年ずつ延期し、２回目を令和８年に、３回目を令和１１年に変更する方針とし、当審議会でも、十分に理解でき、やむを得ないものと判断した。

引き続き物価高騰が続く中ではあるが、これらの事業に対する一般会計からの基準外繰入金の削減に向けた取り組みは必要であり、経営戦略の計画期間内に「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するには、使用料等の改定が不可欠である。また、提示された簡易水道料金８.０％、公共下水道使用料６.０％、上石津下水道使用料３.０％の改定（いずれも平均改定率）は、市民生活などを考慮した段階的なものとしており、妥当であると判断する。

なお、使用料等の改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は、周知期間も考慮し令和８年４月１日とされたい。

また、令和 11 年度予定の改定にあたって、今回同様、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮のうえ総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

今後とも、事務の合理化、経費の削減を推進し、健全な事業運営、市民サービスの向上に努め、以って、市民満足度の更なる向上に繋がることを、審議会の総意として強く切望する。